

指定障がい福祉サービス事業者  
指定障がい者支援施設設置者  
指定障がい児通所・入所支援事業者 各位

福岡市福祉局障がい福祉課長  
福岡市こども未来局こども発達支援課長

令和 3 年度福祉・介護職員処遇改善加算等の実績報告の提出について（通知）

日頃から福岡市の障がい保健福祉行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、令和 3 年度に福祉・介護職員処遇改善（特別）加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算（以下、「処遇改善加算等」という）の算定を受けた事業所等は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、障がい福祉サービス等処遇改善実績報告書（以下、「実績報告書」という）を提出することとなっています。

つきましては、当該年度の最終の加算の支払月が 5 月となるため、7 月末が実績報告書の提出期限となりますので、下記のとおり実績報告書を提出されますようお願いいたします。

記

1 提出期限

令和 4 年 7 月 31 日（日）（必着）

※実績報告書の提出がない場合は、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる場合もありますので、ご注意ください。

2 提出書類

- (1) 実績報告書【別紙様式 3-1】  
(2) 施設・事業所別個票【別紙様式 3-2】 } Excel データはひとつ  
(3) 職員分類の変更特例に係る実績報告【別紙様式 3-3】  
※(3) は該当がある場合のみ提出してください。

3 提出様式

市ホームページからダウンロードしてください。

【掲載先】

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/shisetsushien/health/syougaijiritusienhou/hukusikaigogyokuintohenosyogukaizennituite.html>

#### 4 提出先

下記の提出専用メールアドレス宛に報告書データを送信してください。

※報告書データは、**必ず Excel 形式のままメール添付し**、送信してください。

##### <提出専用メールアドレス>

- ◆ 障がい福祉サービスのみを実施している事業者
- ◆ 障がい福祉サービスと障がい児通所支援・入所支援のどちらも実施している事業者

[s777@aso-education.co.jp](mailto:s777@aso-education.co.jp)

- 障がい児通所支援・入所支援のみを実施している事業者

[syougaiji-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp](mailto:syougaiji-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp)

##### <提出ファイル名>

【(法人名または事業所名)】 処遇改善加算実績報告書

##### <メール件名>

【(法人名または事業所名)】 処遇改善加算の実績報告について

##### <本文記載内容>

法人名または事業所名、担当者、連絡先（電話番号）を記載すること。

##### <上記◆に該当する事業者への注意事項について>

※ 今回の届出に係る受付等業務を麻生教育サービス株式会社へ委託しています。

※ **当課及び麻生教育サービス株式会社への書類郵送・持ち込みは受理しません**のでご了承ください。

※ 件数が多いためメールの受信確認に対する回答は受け付けませんので、ご了承ください。

※ 提出期限内に、データの差替・添付ミス等により、メールの再送信をする場合には、メール件名の先頭に「再送信」と記載してください。

#### 5 留意事項

- ・ 処遇改善加算等の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回ることであります。加算による収入を下回る場合は要件を満たしていないことになり、差額の返還ではなく全額返還も考えられますので、処遇改善加算等による収入は必ず全額を賃金改善に充ててください。（国保連から「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」が事業所に送付されていますので、そちらを確認してください。）

- ・ 実績報告書の様式は、昨年度の様式とは異なっていますのでご注意ください。

- ・ 今回の届出にあたっては、原則、様式以外の添付資料（証明資料）の提出を求めませんが、以下の点にご留意ください。

① 指定権者から提出の求めがあった場合には、速やかに提出すること。

② 虚偽の実績報告や不正請求があった場合は、介護給付費等の返還や指定取消となる場合があること。

#### 6 厚労省通知文

福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（障障発 0325 第 1 号令和 3 年 3 月 25 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）